

教育民生常任委員会

(令和3年2月25日)

○ 竹野兼主委員長

それでは、ただいまより、教育民生常任委員会を開催します。

本日、配付しておりますとおり、四日市市の子どもの教育を考える会より、「四日市市に暮らす全ての子どもたちのため、公私の分け隔てなく就学前教育の充実を求めることについて」の請願が提出されております。

これについて、紹介議員の小林博次議員、豊田政典議員より、四日市市議会基本条例運用規程第13条の規定に基づき、委員会の場で請願の趣旨について意見を述べたいとの申し出がありました。

そのため、お諮りしたいと思います。当委員会として両紹介議員の出席を許可することに賛成の委員の方は挙手願います。

○ 川村幸康委員

ちょっといい。紹介議員の出席の申出を拒否するっていうのは委員会のできるの。

○ 渡邊議会事務局主事

補足で説明いたします。現在の状況としては、小林博次議員、豊田政典議員より、請願の趣旨説明をすることについて申し入れがなされている状況です。この申し入れを受けるかどうか、申し入れを認めるかどうかについては、委員会で諮っていただけるということになります。

○ 川村幸康議員

紹介議員が趣旨説明をしたいと言っているのに、この委員会でそれを拒否することを決めてしまっているの。

○ 田中議会事務局議事係長

議会事務局田中です。補足説明をさせていただきます。

紹介議員については、委員外議員の位置づけになりますので、四日市市議会会議規則第112条では、委員会は委員でない議員から発言の申し出があったときは、その許否を決め

るとありますので、この委員会で決めていただけるということです。

○ 竹野兼主委員長

それでは、お諮りします。当委員会として両紹介議員の出席を許可することに賛成の委員の方は挙手願います。

(賛成少数)

○ 竹野兼主委員長

賛成少数であります。よって、請願者の申し出を許可しないことに決しました。

なお、請願審査の時間については、正副委員長において調整させていただきたいと思えます。

○ 川村幸康委員

ちょっと待って。申し出を許可しないと、その理由がいるわな。明確な。

紹介議員になぜ申し出を許可しなかったのか知らせやんとあかんのやで。

○ 荒木美幸委員

その部分については、2点あると思っています。

一つは、紹介議員である両議員の意見は、議員政策研究会でも伺っているし、請願趣旨を読めば内容を理解することが十分にできること。

もう一点は、委員会外の委員の方々に来ていただくということになると、まず都市・環境常任委員会が終わるのを待ち、総務常任委員会が終わるのを待ち、それと教育民生常任委員会をどうやって合わせていくのかっていうのが、すごく、ちょっとこれ大変だなというのがありまして、この辺の時間的なことの調整が相当難しくなってくるのかな、もしかしたら予備日の一番最後のときに持ってくるのか、そういうようなことをしないとできないのかなというふうなところがありまして、この請願趣旨で大体、これまでのお二人の考え方も分かりますので、このように判断してということです。

○ 川村幸康委員

それが理由っていうことね。でも、そこらが、逆にいうと議員間の中で今度、まあ、整理しとかんと、反対の理由を。私はどっちかという、誰がやっておっても、この規定に乗ってきたやつは、なかなか反対する理由はないかなっていう思いがあったもんで。

○ 石川善己委員

私も荒木委員と同様の理由なんですけれども、もう一点あるのは、請願者と紹介議員の違いがあると思っていて、私は請願者の方が来たいっていうことであれば賛成をしたいというふうに思うんですけれども、紹介議員というところで荒木委員が言われたようなところで、日程調整も含めて、散々議員政策研究会でもかなり議論をしてきて、お二人の考えを聞かせていただいているので、そこまで必要なのかなという判断をしているところです。

○ 竹野兼主委員長

すいません、そういう形で今もお話があった中で、この委員会の中では、請願者への対応という部分のところについては、これまでもきちっと決めさせていただいたところもあります。ただ、今回、両議員の申し出はありましたが、委員会としては賛成が少なかったという意味合いで今回出席は許可しないということで進めさせていただきますことをご了承いただきまして、委員会の…。

○ 田中議会事務局議事係長

一個ですね、説明に齟齬がありました。委員外議員と申し上げたんですが、結果は同じなんですけども、会議規則136条でした。紹介議員又は請願者から説明若しくは意見陳述のための発言の申出があったときは、その許否を決定するということですので、お諮りいただいた手続きは全く問題ないんですけども、引用条文が間違っておりました。

○ 川村幸康委員

そうやる。だから今石川委員が言われた紹介議員も請願者も一緒やる扱いは。

○ 田中議会事務局議事係長

扱いは一緒です。

○ 川村幸康委員

それで一つ思っておるのが、扱いは一緒やもんで、そうするとこれから紹介議員というのはそこから外していかなあかんわけやな。そういう判断しとる一つの前例になるで。そこをどうするのかなと思って。

○ 竹野兼主委員長

そこの部分については、今回初めてのような状況のところ、請願者から申し出があった場合には、これまでは全て受けてきましたけど、そこの部分のところについては、委員会としての判断の中には、ここはもう先ほど、いろんな部分がある中で内容的には…。

○ 川村幸康委員

いや竹野委員長、そやでさ、揉まらかそうと思って言っているのと違うのや。私はこの判断をしたことは、今後の影響が出てくるで言うてるだけで、請願者も紹介議員も含めてやけど、したいといった場合にはしてもいいよということやけど、規定上の扱いは請願者も紹介議員も一緒の扱いをしとるわけや。ほんで、私思っているのは、そうなることから、一石を投じたわけやで今回。で、石川委員が言われるように、請願者なら賛成したけど、紹介議員ならあかんということであるならば、やっぱりそれはそれできちっと一遍今回委員会で整理して、議会運営上もきちっと整理した上でやらんと。委員会も含めて議会というところは、広くその人の意見やいろんな考え方を聞いて——時間どうのこうのというのは議会運営上の話の世界やで、個人の都合だけの話であって——そういう意思を、いやいやもういらんのと、時間も押しとるしあの人のお考え方もわかるとるのでいらんやって言ってしまうと、それはこの教育民生常任委員会という場所で諮る部分の重みと機能が失われていくもんでな、それやで俺は危惧するだけで。だから逆にいうと、したいというならそれはもうしてもらってもいいっていうのが今までの議会の流れやったし、規定にもそれが載っておって、拒むことはないでっていうことやったんやろうけど、それは拒んだらあかんということではないけど、一応今までの議会運営上の、議会での慣例ではしたいという人たちは来てもらってやってもらおうと。ただ、議会日程をどうするかというのは別の問題やもんで。だから荒木委員のあの理由はあまりちょっと適切やないと思ってるわけや。教育民生常任委員会というか各常任委員会のありようとしてはな。だから私は言うてるだけで。だから、教育民生常任委員会のありようとして委員長、今諮られとるけれど、結構重いことやもんでこれ。それで、俺はこんなこと言わんけれども、俺別の場所で

また言わなならんと思うけど、ノーっていう場合は大きな影響があるで、そこだけやわ。別に来いとは言っとらへんけど、来たいというやつは規定では全部来れることになっておるもんで、それをあかんというならあかんだけの理由はきちんと述べやんとあかん中で、それが今まで議員政策研究会で聞いてきたとか、それから時間日程どうすんのやとかは理由にならんと思っておるのや正直。この場所で言うかどうかが議を諮る場所やで、この場所での説明は一回も聞いていないわけやで。だからそこをごっちゃにしとると、だから俺は全然、反論のための反論でいうとんのと違って、これは筋やもんで議会の。そこを曲げてしまうとおかしなるよ。

○ 石川善己委員

私の発言はあくまで私が出席をオーケーとするか否かというところの個人的な判断内容として言った話であり、それぞれマル・バツ判断された方はそれぞれの考え方があるというところで、こういう取り方をして可否を決めるのであれば、具体的な理由というのをどう位置付けていくかというのはまたちょっと違う話になってくると思います。そして、今回ダメだったからといって、次に例えば諮った時にどうなるのかということとは別になると思うので。

○ 川村幸康委員

そうやけど石川委員、基本的に議会事務局、ちょっと整理の仕方が悪いと思っておるのやわ。要はこれをすると、そういう背景やあんなんが引きずられやんと思っておるのやわ。教育民生常任委員会というのはここで権限を発揮して諮るものやろ。権限の及ぶ範囲は。それに来たいというておるのは、委員会のこのメンバーで聞いて初めてわかる話であって、議員政策研究会でって私ら聞いてないし、どんな考え方か。だからそういう意味からいっても、今回のケースに限らず、紹介議員が趣旨説明したいという権利が振りかざせやんということかなと。今までは振りかざせるような議会基本条例になっておったと思うんで。

○ 石川善己委員

時間もないので、もし必要であれば今日の議員政策研究会全体会の後でもやらないと、ちょっといろんなことで時間の支障がある中で、一旦ここで切っていただいたらどうですか。

○ 川村幸康委員

こんなところで切るの。

○ 石川善己委員

いや、どうするかわからないですけど、どのぐらい残るかわからないですけど。

○ 中村久雄委員

いやいや、でももう採決して諮ったわけやでそれは個々の考え方やで。

○ 川村幸康委員

いや、そやで逆に言うと、荒木委員や石川委員が言ったことを追求せざるを得んもんな、別の場所や。それは大きいよ、このことは。議会の権能を壊していくことになるで。大きい問題やぞこれは。

○ 中村久雄委員

でもこれは採決採ったんやで、その後の問題はまたそれは別の場所やで。

○ 川村幸康委員

そうやけどそれに対して俺は言っているんやさ、責任持てるのかって。だから委員長の責任問われるよこれ。だから大きい問題やで言うとするだけの話でな。

○ 竹野兼主委員長

そこの部分のところについても、最終的にどんなような状況になるのかわかりませんが、今の話のところで行けば、これまでに委員会の最中のところですね、この申入れが今まであったことがない。で、そこのところで説明されたという部分のところについての、日程の部分のところについても、どうやって今までにやったかというところがちょっと見当たらないのかなって思っております。特に今回は予算議会ということで、短い委員会のところであれば議論することも…。

○ 川村幸康委員

だから委員長、そういう短いところやでできるとかできやんとかいうのは理由にならなくていうのに。時間や日程というの理由にならなくていうのに。それよりも一番大きなことは、委員長が今回諮ったのは少しどうなんと。議会事務局との詰めが足らんだと思っているのは、委員会の様々な運用規定がある中で、言った発言に対して出席ができるかどうかというのは手続き的にできるようになっとるわけや。そしてノーもできるという話やけれども、今までは来たいと言ったら、ある程度それはどうぞと、説明は。それを聞いた上で賛否をどうするかということにしてきたと思うんさ。だから好きやで嫌いやでとって紹介議員も含めて請願者の趣旨説明の申し入れを断ったということはないと思っておるんさ、今までのな。それに対して今回委員長が今諮られて…。

○ 竹野兼主委員長

だから請願者については一回も断ったことはないと思ってますけど。

○ 川村幸康委員

だから言っておるんやん。紹介議員でも請願者と一緒の立場になっとるんや。法令上はな。そうすると請願者と紹介議員のどこが違うんかといったら、日程とその請願の趣旨を説明する人の考えが分かっておるかというだけの話を荒木委員は言われたけど、教育民生常任委員会でその人たちから説明は一回も聞いてないわけや。それに対して分かっているのか、思い込みで。時間が取れないので難しいのじゃないかというのは、こちら側の都合と常識だけではかっとなるもんで、それはちょっとなど。だからこれは別に紹介議員の小林議員と豊田議員が申し出てきたでというわけではなく、どの議員から申出があっても議会運営上、請願者や紹介議員が趣旨説明したいと言うてきたならそれはにべに言わさんということはどうかなと思っさ。議会や常任委員会でな。一般論として言うんやでこれは。それを議会事務局がなんで採決で、という話になるのかなと思っな。手続き上そうなっているというのはええんやに。ただ議会上今までそんなないでさ。

○ 竹野兼主委員長

だから、ないというところも含めて、今議会事務局から話がされましたけど、私自身は委員長として委員会を進めていく、そして日程がある中で、紹介議員の所属する総務常任

委員会、都市・環境常任委員会との調整もしながらという中でどんなことができるのかという、なかなか難しいという思いもあった。また、説明者が来なかった場合は来ない状況で議論をして採択するしないということも現実に今までもあります。そういう中での…。

○ 川村幸康委員

だから委員長、過去の先例ではそういうことがあったかもわからんけれども、今回初めてそれを委員会で決をとって決めていくということに対してちゃんと考えておかんと。それは。

○ 竹野兼主委員長

過去の話をとられますけど、川村委員も今まで過去のところはこうやったやないかという話もされたので。

○ 中村久雄委員

議会のあり方や議会の運営の話と請願の話は別なんで、だからこれは採決を取ったのでもう元には戻らん。だからそれはここで議論しておってもどうなのかなと。ただ、川村委員からはこういうことを考えやなあかんよという警告をおっしゃってたんで、ここでこれ以上話をしても。するなら議員政策研究会全体会が終わってからでもやぶさかでないし。

○ 竹野兼主委員長

最終的には紹介議員からの趣旨説明は必要ないんじゃないかという確認をしました。委員の皆さんも時間もありませんのでここで一旦閉じさせていただきたいと思います。その部分については、両紹介議員の方にもこういう話もあったということも含めて話をしに行きますのでよろしくお願いします。

○ 伊藤昌志委員

反対の理由はきちっと教えていただけないかなと思います。請願というものがあって請願の意味から行くと非常に重いということはよくわかったので反対の理由をきちっと知りたいです。これきちっと公に残りますよね。議会基本条例や運用規定はあるが、反対の場合は例えば理由をつけるべきという記載もないし、そういう意味ではすごく重たい。請願

の趣旨説明の申出を断るわけなので、反対の理由を一人ずつ知りたいです。今ここで議員
間討議とかはなかったし、きちっと決定したことについて考え方や理由を一人ずつきちっ
と教えていただきたいです。後に残るんで。

○ 川村幸康委員

私が思うのは、委員会の中できちんと、こういうことやという意味を出していただくの
がええのかなと思います。

○ 竹野兼主委員長

わかりました。委員会としての方向性はどういう形だったかということを確認にね。よ
ろしいですか。はい。それではすいません。これで終了させていただきます。

12 : 30 閉議